

児童生徒の事故

【1】 授業中の事故

体育・理科（実験）・図工（工作）等

事前の対応

体育の授業では

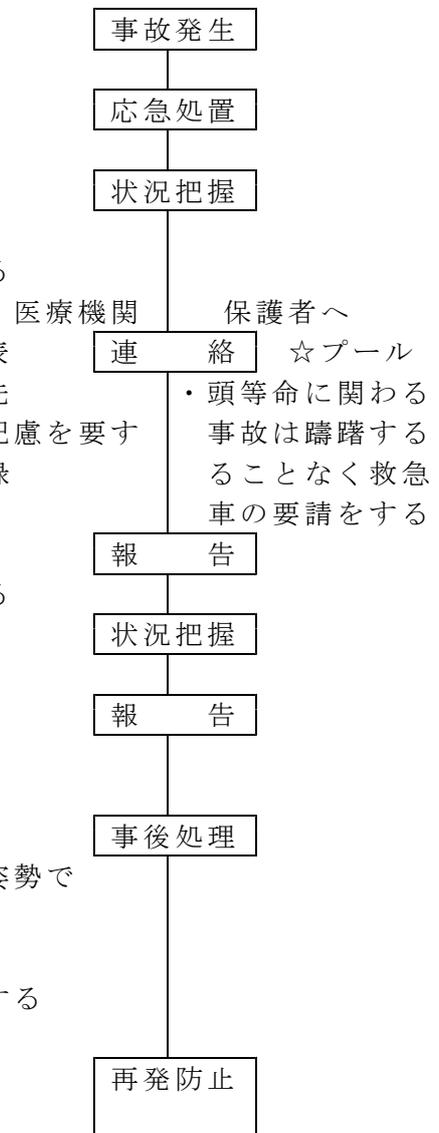
- ①開始時の健康観察実施
- ②心身に配慮を要する児童・生徒の把握
- ③設備・器具の安全点検
- ④種目に応じた危険性の把握
- ⑤十分な準備運動実施
- ⑥十分な整理運動実施
- ⑦終了時の健康観察実施
- ⑧危険性を常に把握

理科の授業では

- ①予備実験の実施
 - ②実験器具の点検
 - ③基本的な実験操作についての十分な指導
 - ④薬品の取り扱い方についての十分な指導
 - ⑤野外実習の十分な事前実地踏査実施
 - ⑥野外実習についての十分な事前指導
 - ⑦実習や移動についての十分な安全指導
- ※他の教科も，上記に準ずる。

☆ 週案の安全面に関する配慮事項を必ず記入

- 1 校長・教頭・養護教諭（学級担任）に連絡する
- 2 応急処置をする（養護教諭）
- 3 校長（教頭）は状況を把握する
 - ・担当教諭から状況を把握する
 - ・怪我を過小評価せず医師の診断を受けるようにする
- 4 学級担任は保護者に連絡する ☆家庭調査表
 - ・かかりつけの医師（病院）を把握する ☆緊急連絡先
 - ☆救急車の手配をする（119番通報） ☆健康面で配慮を要す
 - ※軽症であれば養護・教頭・タクシー 児童記録の順で手配をする
- 5 校長（教頭）は市教育委員会に報告し指示を受ける
- 6 職員を病院に派遣し負傷者の状況を把握する
- 7 校長（教頭）は事故報告書を作成し報告する
 - ・市教育委員会
- 8 事後処理をする ☆迅速に，誠意ある姿勢で
 - ・負傷者への見舞いをする
 - ・保護者への報告とお詫びをする
 - ・職員間の共通理解を徹底するとともに共通行動をする
 - ・日本健康振興センターへの書類作成（養護教諭）
- 9 再発生防止策を講ずる
 - ・予備実験を徹底させる
 - ・実験技能についての習熟を図る
 - ・設備・器具等を再点検する



体育・設備等での事故緊急対応

高田小体育部

◎ 事前対応，事後対応 危機管理マニュアル

I 児童の事故

【 1 】 授業中の事故

【 4 】 施設設備による事故

を参照。

◎ 予想される危険，事故

* 運動場

(安全点検による防止)

- ・ グランドマーカの釘のはずれによる，踏むなどのけが
- ・ 土砂の流出によるくぼみでのつまずき，転倒によるけが
- ・ 側溝のふたの中途半端な置き方による踏み抜きによるけが
- ・ 砂場危険物混入によるけが

(事前指導による防止)

- ・ 走る中での衝突によるけが

* 遊具

(安全点検による防止)

- ・ 腐食等劣化による倒壊，それに伴う下敷き，落下による事故

(遊び方，利用の仕方の事前指導による防止)

- ・ ブランコ 飛び降り，周囲児童の接近による事故
- ・ 滑り台 飛び降り，逆のぼりによる衝突事故
- ・ ジャンゲルジム 飛び降り落下事故
- ・ のぼり棒 飛び降り落下事故
- ・ 鉄棒 飛び降り落下事故
- ・ タイヤ 転倒によるけが

* 体育館

(事前指導による防止)

- ・ ステージ侵入による事故
- ・ ギャラリー侵入による落下等の事故
- ・ 倉庫等の侵入による事故
- ・ 走る中での衝突による事故

日常から安全点検，事前・事後指導等に留意することで事故防止に努める。

【 2 】 交通事故

事前の対応

- ① 通学路の安全点検を実施する。
- ② 現場指導（交通安全教室利用）を実施する。
- ③ 学級活動で交通安全についての指導をする。
- ④ 自転車の点検方法を指導し故障箇所の修理をさせる。
- ⑤ P T A，関係諸機関との連携を図る。

- 1 事実関係の把握をする。（連絡を受けた者）
（警察 1 1 0・消防署 1 1 9 への通報）→救急車の要請
 - ① 負傷の程度
 - ② 児童・生徒の氏名，学年組，家族状況 ☆家庭調査表
 - ③ 相手の氏名，生年月日，住所，勤務先等 ☆緊急連絡先
 - ④ 事故発生時刻，場所 ☆健康面で配慮を要する児童記録
 - ⑤ 事故の概況
- 2 担任は保護者に連絡する。
- 3 校長（教頭）は市教育委員会に報告し，指示を受ける。
- 4 事故現場に職員を派遣し状況・経過を詳しく把握する。
 - ① 事故の概況
 - ② 加害者の氏名，生年月日，住所，勤務先等
 - ③ 事故発生時刻等
- 5 被害者が病院に向かった場合は，職員も同行し，負傷の程度を把握する。（養護教諭・教頭等）
- 6 校長（教頭）は事故報告を作成し報告する。
 - ・市教育委員会
- 7 事後処理をする。 ☆迅速に，誠意ある姿勢で
 - ・病院への見舞い（校長・教頭・担任）
 - ・関係機関への謝礼（校長・教頭）
 - ・職員への共通理解を図る。
- 8 再発防止策を講ずる。
 - ・児童生徒への交通安全指導
 - ・保護者（P T A）・地域への呼びかけ



事前の対応

必ず実地踏査を行い危険箇所の確認をするとともに、病院等の外部機関の場所や連絡先を確実に把握しておく。

児童の安全を最優先に計画を立て、事故発生時の対応策については、引率者全員の共通理解を図っておく。

規程による教職員が必ず引率し救護担当者についても決定しておく。

適宜人員の点呼を行い児童・生徒全員の状況を確認しその掌握に努める。

不測の事態（災害の発生天候や交通状況の変化）なども想定した計画をたてておく。

☆週案の安全面に関する配慮事項を必ず記入

- 1 事故発生の状況を正確に把握する。
 - ・状況や負傷者の有無（氏名・ケガの程度など）
- 2 連絡を迅速に行う。
 - ・負傷者→救急車・現地医療機関
 - ・学校へ状況報告を行う。
- 3 保護者への連絡を行う。（学校から状況に応じて現地から）
 - ☆家庭調査表・緊急連絡先・健康面で配慮を要する児童記録
- 4 教育委員会への報告を行い指導を受ける。
- 5 日程等の変更を検討対応策を決定し実施する。
- 6 経過を学校へ連絡する。
 - ・必要に応じて教育委員会への報告を適宜行う。
- 7 事後処理を行う。 ☆迅速に、誠意ある姿勢で
 - ・病院等の関係機関への挨拶謝礼など
 - ・完治まで保護者との相互連絡を行う。
 - ・再発防止へ向けての取り組みを万全にしておく。
 - ・センターへの書類作成（養護教諭）
- 8 事故報告書により委員会及び出張所へ正式報告を行う。
- 9 事故の有無にかかわらず実施後の反省をしっかりと行い以降の校外行事に生かして行く。

☆頭等命に関わる事故は、躊躇することなく救急車の要請をする。



※ 対応についての記録（メモ）を綿密にとっておく。

【 4 】 施設設備による事故

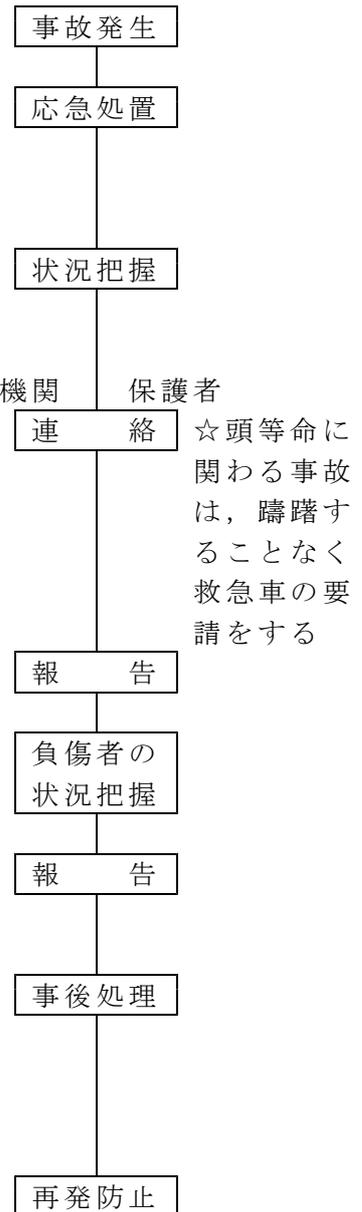
事前の対応

- ① 安全点検を計画的に実施する。 → 基本的に、毎月10日実施
- ② 日常の校内巡視の工夫をする。
- ③ 危険個所を速やかに補修・改善する。 → 営繕担当，教頭，教務
- ④ 危険個所の明示をして，児童生徒を近づけない。
- ⑤ 施設設備の正しい使用方法を指導する。

- 1 校長，教頭，養護教諭，担任に連絡する。（第一発見者）
- 2 応急処置をする。
 - ・養護教諭が応急処置をする。
 - ・養護教諭が不在の時は，担任が応急処置をする。
- 3 校長（教頭）は状況を把握する。
 - ・現場にいた者等から事情を聞き，状況を把握する。
 - ・ケガを過小評価しないで，医師の診察を受けるようにする。
- 4 学級担任は保護者に連絡する

<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけの医師（病院）を把握する ☆救急車の手配をする（119番通報） ※軽症であれば養護・教頭・タクシーの順で手配をする 	☆家庭調査表 ☆緊急連絡先 ☆健康面で配慮 児童記録
---	-------------------------------------
- 5 校長（教頭）は市教育委員会に報告し，指示を受ける。
- 6 職員を病院に派遣し，事故児童生徒の状況を把握する。
- 7 校長（教頭）は事故報告を作成し報告する。
 - ・市教育委員会
- 8 事後処理をする。

<ul style="list-style-type: none"> ・病院への見舞い ・保護者への謝罪 ・職員間の共通理解 ・センターへの書類作成（養護教諭） 	☆迅速に，誠意ある姿勢で
--	--------------
- 9 再発防止策を講ずる。
 - ・安全点検の実施
 - ・危険箇所の明示
 - ・不備不良個所の補修



【 5 】 非常変災時（火災・地震等）

事前の対策安全点検（毎月10日）学期ごと避難訓練

- ① 定期的に安全点検・避難訓練を十分にしておく。
- ② 緊急避難体制の整備【全職員の共通理解】迅速に
**☆全体の避難経路図及び、児童の目の高さに教室
 ごとの避難経路図を掲示し普段から意識させる**
☆学年当初に引き渡しカード・家庭調査表の作成

留意事項

- ① 「安全な避難と児童生徒の管理」が第一である。
- ② 通報は正確に行う。
 「いつ」「どこで」「何が」「どのように」正確に

1 初期活動・避難（指揮命令系統の一本化）

- ① 児童生徒を退避させて安全を確保する。
- ② 初期の消火活動をする。
- ③ 本部長（校長・教頭）へ連絡をする。
- ④ 消防署や教育委員会へ通報する。
- ⑤ 重要書類を搬出する。

2 事故の対応をする。

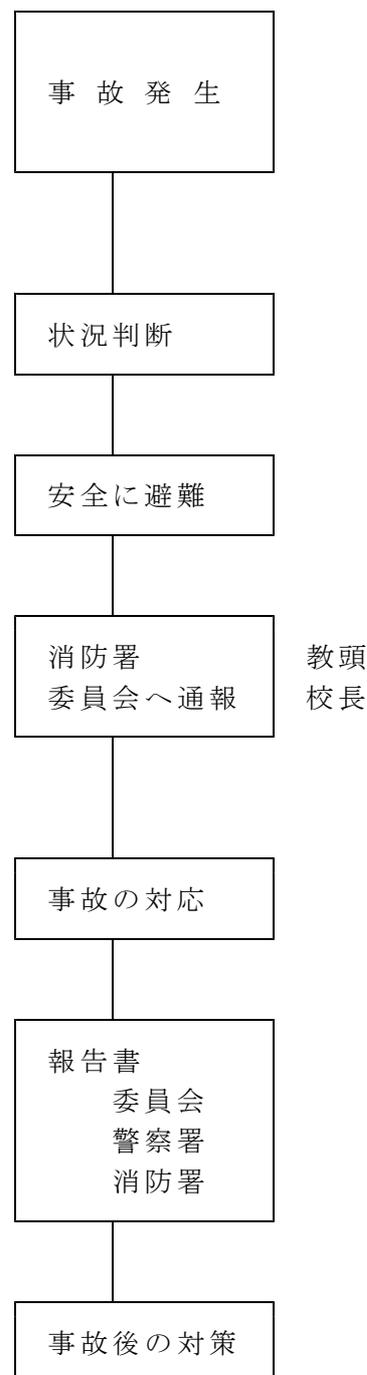
- ① 正確に、ありのままに、客観的に、冷静に、誠意をもって取り組む。
- ② 委員会の指示を受け、職員・児童生徒への指導保護者の理解と協力を得ながらすすめる。
- ③ 報告書を作成→教育委員会・警察署・消防署

3 その他注意すること。

- ・地震時 火気 ガス栓 電源等の安全処理
- ・風水雪害時の安全対策と被害対策

※ 防火管理者の変更
 （消防署へ速やかに報告）

☆ 防火管理者選任（解任）届出書+防火管理者修了書の写が必要-2部作成し提出する。消防計画も併せて提出



※地域の避難場所としての「学校の動き・体制」について考えていく。

【 8 】 個人情報漏洩防止・情報管理

ＣＰ使用・インターネット活用の留意事項

＜ 個人情報保護の５原則 ＞

- ① 個人情報を必要以上に収集しない。
- ② 利用を収集目的内に限定する。
- ③ 本人の開示請求を認める。
- ④ **収集した情報を適正に管理する。→以下の個人情報漏洩防止策・パソコン等の盗難防止策の徹底。**
- ⑤ 情報管理者の責任を明確にする。

個人情報漏洩防止・情報管理

1 個人としての防止策

- ①個人所有のパソコン（家庭調査表も）等は、使用後に机の引き出し又は、ロッカー等に入れ、必ず施錠する。
- ②個人情報等については、コンピュータ内のハードディスクには絶対に保存しない。外部記録媒体に記録し、施錠可能な場所に保管するなど各自厳重な管理をする。パスワード等による情報セキュリティに関する習慣を身につける。
- ③持ち運びできる外部記録媒体は、データのバックアップ用以外は、複製せず外部に持ち出さない。又、当該記録媒体を破棄する時には、破壊処理等を行う。

＜児童の成績等、特に重要な情報は、学校配布の同様のメモリスティックに記録し、耐火金庫の中で更に、施錠できるケース等で厳重に保管する＞ ← 管理者（教頭・教務）

- ④車は、金庫ではない自宅駐車場内でも車上荒らしがある。

2 学校・組織としての防止策

- ①情報管理担当チームを中心に管理徹底のための研修を実施する。
- ②情報管理簿等により、どんな情報があるか等の管理事務を徹底する。
個人の重要情報記録は、一箇所で集中管理する。

＜児童の成績等、特に重要な情報は、学校配布の同様のメモリスティックに記録し、耐火金庫の中で更に、施錠できるケース等で厳重に保管する＞ ← 管理者（教頭・教務）

- ③危機管理マニュアル等を作成し、管理徹底のための研修を実施する。

3 万が一の盗難事故発生時の対応 ＜危機管理マニュアルに準じて迅速な対応＞

- ①事故発生後、直ちに事態を管理職（校長・教頭）へ
（いつ、どのような状況で紛失したのか等）
- ②個人情報の保護を優先する。＜どんな情報がいっていたのかの正確な確認＞
→ 教育委員会、警察等と連携し、第二次被害防止へ最善を尽くす
- ③児童、保護者への謝罪と説明＜第二次被害の防止→在籍・成績・金銭関係書類等＞